

2023年5月19日

各 位

会 社 名	株式会社セルシード
代表者氏名	代表取締役社長 橋本 せつ子 (コード番号：7776)
問合せ先	経営管理部長 畑中 格
電話番号	03-6380-7490

第三者割当による第24回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2023年5月15日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会の決議に基づく第三者割当の方法による第24回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、2023年5月19日（以下「条件決定日」といいます。）付の取締役会において発行条件等を決議しましたので、2023年5月15日に公表した本新株予約権の発行に関し、未確定だった情報につきお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細は、2023年5月15日付当社プレスリリース「第三者割当による第24回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び第三者割当契約の締結に関するお知らせ」（以下「発行決議時プレスリリース」といいます。）をご参照下さい。

1. 決定された発行条件の概要

当社は、本日、下記の表に記載の各条件につき決議するとともに、これらの条件を含め、別紙として添付されている本新株予約権の発行要項記載の内容で本新株予約権を発行することを決議しております。

① 割当日	2023年6月5日
② 払込期日	2023年6月5日
③ 申込期間	2023年6月5日
④ 発行価額	総額2,001,000円（新株予約権1個当たり29円）
⑤ 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：6,900,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は178円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は6,900,000株であります。
⑥ 資金調達額	2,362,601,000円（差引手取概算額）（注）
⑦ 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額は344円（条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値）とします。 但し、割当日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の96%に相当する金額に修正されますが、かかる計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

（注）資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	2,375,601,000 円
内訳	
本新株予約権の発行による調達額	2,001,000 円
本新株予約権の行使による調達額	2,373,600,000 円
発行諸費用の概算額	13,000,000 円
差引手取概算額	2,362,601,000 円

- (注) 1 本新株予約権の行使による調達額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使による調達額、調達する資金の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使による調達額、調達する資金の総額及び差引手取概算額は減少します。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用、登記費用、書類作成費用、司法書士費用及び弁護士費用です。
- 3 調達した資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関にて管理いたします。

(2) 本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 研究開発資金	1,644	2023年10月～2026年12月
② 運転資金	718	2024年1月～2026年12月

① 研究開発資金

発行決議時プレスリリースの「2. 募集の目的及び理由(2) 各事業の進展状況及び新たな資金調達の必要性」に記載のとおり、当社は食道再生上皮シート及び同種軟骨細胞シートの細胞シート再生医療等製品パイプラインの自社開発を中心とした研究開発を推進しております。同種軟骨細胞シートパイプラインについては、製造販売承認取得を目指して2023年中の治験届の提出及びその後の臨床試験の実施を予定しており、製造販売承認取得までの費用の一部として、今回の資金調達による調達資金から1,202百万円を2026年末までの臨床試験費用に充当することを予定しております。また、細胞培養施設運営資金(家賃・水道光熱費・消耗品、人件費等)として、442百万円の支出を予定しております。上記パイプラインの細胞シートは当該施設で製造されており、当社が研究開発を推進するうえで、必要な施設となっております。

② 運転資金

当社は、依然として事業化への先行投資の段階にあるため営業損失の計上が継続している状況にあり、また、今後かかる状態が継続することが見込まれます。そのため、当社は、2024年1月以降の運転資金の一部を調達することも今回の資金調達の目的としております。主な内訳は、一般管理等人件費(役員、管理部門等)310百万円、本社機能運営費用(本社家賃・水道光熱費・上場維持関連費等)408百万円となります。

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、現時点において調達できる資金の額及び支出予定時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合又は調達資金が超過した場合には、事業計画及び資金計画を見直し、対応する予定であります。調達資金を充当する優先順位としては、支出時期の早いものより充当する予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、①手許資金の活用、②提携先との共同研究開発等による研究開発費用の分担、③公的補助金・助成金の獲得、④銀行等の金融機関からの借入れ、⑤研究開発対象の絞り込み、⑥その他エクイティ・ファイナンスを含めた金融的手法、またその他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

3. 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、2023年12月期第1四半期報告書、2023年12月期第1四半期決算短信、関係会社株式一部譲渡に伴う特別利益の発生に関するお知らせ及び医療法人社団 松和会 池上総合病院より細胞シート製造受託に関するお知らせを公表しております。仮に、かかる公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せず本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定しました。

上記に基づき、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に依頼しました。当該機関は、両時点の本新株予約権の価値について、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向（市場出来高に対して一定割合の範囲内で株式処分を進めること）等について一定の前提（資金調達需要が発生している場合には当社による停止指示が行われないこと、及び当社が当社取締役会の決議に基づく本新株予約権の取得を行わないことを含みます。）を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生することを仮定して評価を実施しました。当社は、この評価の結果を踏まえて、発行決議日時点での本新株予約権1個の払込金額を当該機関の算定結果と同額である金29円としました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日（2023年5月19日）を条件決定日としたところ、本日（条件決定日）時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、27円と算定され、当社はこれを参考として本日（条件決定日）時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金27円と決定しました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を金29円と決定しました。

また、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないという取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

以上

(別添)

株式会社セルシード第 24 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社セルシード第 24 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払 金 2,001,000 円
込 金額の総額
3. 申 込 期 間 2023 年 6 月 5 日
4. 割 当 日 及 び 2023 年 6 月 5 日
払 込 期 日
5. 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をパークレイズ・バンク・ピー
エルシーに割り当てる。
6. 本新株予約権の (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 6,900,000
目的である株式の 株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「交付株
種 類 及 び 数 式数」という。)は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(5)号に
により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の
総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
(2)当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総
称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但
し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
$$\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3)当社が第 11 項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う
場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、交付株式数は次
の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り
捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、
第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4)本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整
事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整
に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(5)交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日
の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」
という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式
数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知
する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日まで
に上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれ
を行う。

7. 本新株予約権の 69,000 個
総 数
8. 各本新株予約権の 金 29 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.29 円)
払 込 金 額
9. 本新株予約権の (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使に際して出資される財産の価額 行使価額に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。)は、当初、344 円とする。但し、行使価額は、第 10 項又は第 11 項に従い修正又は調整される。
10. 行使価額の修正 割当日の翌営業日以降、行使価額は、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日 (以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 96%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は 178 円とし、第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価 (下記第(4)号②に定義する。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合 (無償割当てによる場合を含む。) (但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)) の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)) その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。) の翌日以降又は (無償割当ての場合は) 効

力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を発行する場合（無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
- ②行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間 割当日の翌営業日から2025年6月12日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得条項 (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が株式交換、株式交付又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日(但し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日よりも前の日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、上場廃止日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(証券保管振替機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。)のいずれか後に到来する日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、2025年6月12日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社法第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

17. 株式の交付方法 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 新株予約権証券の
不 発 行 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
19. 本新株予約権の払
込金額及びその行
使に際して出資さ
れる財産の価額の
算 定 理 由 本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること及び当社の資金調達需要が新株予約権の行使期間に亘って一様に発生することを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を29円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2023年5月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。
20. 行使請求受付場所 株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部
21. 払 込 取 扱 場 所 株式会社三井住友銀行 新宿通支店
22. 社債、株式等の
振 替 に 関 す る
法 律 の 適 用 等 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱
いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務
規程、同施行規則その他の規則に従う。
23. 振替機関の名称
及 び 住 所 株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
24. そ の 他 (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
(4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上